

事 務 連 絡
令和元年 11 月 6 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長・専務理事 境 政 人

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正について（施行通知）

このことについて、令和元年 10 月 31 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和元年 6 月 14 日付けで公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号）に基づき、10 月 31 日に、動物愛護管理法の施行規則の改正を含む、関係規則の改正省令が公布され、12 月 14 日に施行される旨を通知するものです。

環境省ホームページの下記 URL に、令和元年 9 月 5 日に開催された中央環境審議会動物愛護部会（第 51 回）における説明資料が掲載されているので、参考としてください。

なお、今回の改正は、成年被後見人に関する事項のみであり、改正動物愛護管理法に基づくものではないとのことです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

記

【資料】成年被後見人等に関する省令の制定について

http://www.env.go.jp/council/14animal/mat51_4.pdf

【掲載先】中央環境審議会動物愛護部会（第 51 回）議事要旨

http://www.env.go.jp/council/14animal/51_1.html

本件の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601



事務連絡
令和元年 10 月 31 日

- (公財) 日本動物愛護協会 理事長
- (公社) 日本動物福祉協会 理事長
- (公社) 日本愛玩動物協会 会長
- (公社) 日本獣医師会 会長
- (一社) 日本動物看護職協会 会長
- 中央ケネル事業協同組合連合会 会長
- (一社) ジャパンケネルクラブ 理事長
- (一社) 全国ペット協会 会長
- (公社) 日本動物園水族館協会 会長
- (公社) 日本動物病院協会 会長
- (一社) 日本ペット用品工業会 会長
- (一社) ペットフード協会 会長
- (一社) 優良家庭犬普及協会 会長

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律の公布に伴う動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正
について

標記の件について、別紙のとおり各都道府県知事、各指定都市の長及び各中核市の
長あて通知したので、お知らせします。





環自総発第 1910311 号
令和元年 10 月 31 日

各

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

 殿

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備
に関する法律の公布に伴う動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正
について（施行通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。）が令和元年 6 月 14
日付けで公布され、この一括整備法の施行及び関係法律の規定に基づき、自然公園法施
行規則等の一部を改正する省令（令和元年環境省令 11 号）が令和元年 10 月 31 日付
けで公布され、令和元年 12 月 14 日付けで施行されることとなった。

これらの内容等は下記のとおりであるので、了知の上、その適切な施行に努められたい。

記

第 1 改正の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置
として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人
であることを理由に不当に差別されないよう、各法律において定められている成年被
後見人及び被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を
図るため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）等環境
省自然環境局所管法律の改正を盛り込んだ一括整備法が令和元年 6 月 14 日に
公布された。この一括整備法の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、動物
の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）等の環境
省自然環境局所管省令について、所要の改正を行う。



第2 動物の愛護及び管理に関する法律及び同法施行規則について

(1) 第一種動物取扱業の登録関係について

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第12条第1項第1号の「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を削除し、同項第1号として「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者」、第2号として「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」を規定する。同項第1号の「環境省令で定める者」については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第3条第4項に、「精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定する。

(2) 留意事項(審査方法について)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第4項「精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当するかどうかの具体的な審査は、心身の状況に問題ない旨記載した書面(誓約書等)の提出を以て行うこととするため、留意されたい。

第3 施行期日

令和元年12月14日

○環境省令第十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、自然公園法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

環境大臣 小泉進次郎

自然公園法施行規則等の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条 自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第二十五条第三項第二号の環境省令で定める者)</p> <p>第十三条の十二 法第二十五条第三項第二号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>(新規)</p> <p>第十三条の十二 法第二十五条第三項第二号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
<p>第十三条の十三 第十三条の十八 (略)</p> <p>(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)</p> <p>第十五条の三 法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第三十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十条第二項及び第三項又は第十三条の十八第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第十三条の十三 第十三条の十七 (略)</p> <p>(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)</p> <p>第十五条の三 法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第三十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十条第二項及び第三項又は第十三条の十七第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(国立公園における生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第十五条の五 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三</p>	<p>(国立公園における生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第十五条の五 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三</p>

<p>項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第十五条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p> <p>4 (略)</p>	<p>項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第十五条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三十九条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>4 (略)</p>
--	---

(自然環境保全法施行規則の一部改正)

第二条 自然環境保全法施行規則(昭和四十八年総理府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	改 正 前
<p>2 (生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第三十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第三十条の四 (略)</p>	<p>2 (生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第三十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p> <p>第三十条の四 (略)</p>	

<p>3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等) 第十九条の二 (略)</p> <p>2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 役員等が第十九条の八第三号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(その他の認定基準等)</p> <p>第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ハ〜ヘ (略)</p> <p>四〜六 (略)</p>	<p>(鳥獣捕獲等事業の認定の申請等) 第十九条の二 (略)</p> <p>2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 役員等が第十九条の八第三号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(その他の認定基準等)</p> <p>第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>(新規)</p> <p>ロ〜ホ (略)</p> <p>四〜六 (略)</p>

(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等) 第二条 (略)</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等) 第二条 (略)</p> <p>2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第六号までに該当しないことを示す書類</p> <p>三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第六号までに該当しないことを示す書類</p> <p>四 (略)</p> <p>3～9 (略)</p>

(第一種動物取扱業の登録の基準)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者とする。

(様式第1)

14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

備考

1～8 (略)

9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び

(第一種動物取扱業の登録の基準)

第三条 (略)

2・3 (略)

(新規)

(様式第1)

14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

備考

1～8 (略)

9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び

処分の日付

(3)～(5) (略)

10・11 (略)

(様式第4)

14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
---------	---

備考

1～9 (略)

10 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)・(4) (略)

11・12 (略)

処分の日付

(3)～(5) (略)

10・11 (略)

(様式第4)

14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
---------	---

備考

1～9 (略)

10 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) (略)

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)・(4) (略)

11・12 (略)

(様式第7)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> その他 ()
(様式第7)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> その他 ()

附 則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。